

# 法政大学大学院諸外国語による論文等校閲補助規程

規定第1075号

一部改正 2012年4月1日 2013年4月1日  
2014年4月1日 2015年4月1日  
2016年4月1日 2019年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、法政大学大学院（以下「本大学院」という。）に在籍する学生の学術研究を奨励し、自ら執筆した諸外国語による論文やレポート等の校閲を必要とする学生に対し、経費補助することを目的とし、その運用に関する必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 補助金の対象者は、本大学院の修士課程又は博士後期課程に在籍する学生とする。ただし、次の各号の一に該当する場合は本制度の対象としない。

- (1) 学生交換協定等により海外大学から派遣され、本大学院から特別に学費を減免されている者
  - (2) 休学中の者
  - (3) 学費を自己支弁していない者（学費が支給される日本政府及び外国政府国費留学生等）
- 2 外国人留学生在が母語以外で執筆した場合、本制度の対象とする。

(補助対象)

第3条 補助対象は、母語以外の諸外国語により執筆した次の論文等とする。

- (1) 学位論文及びその要旨
  - (2) 国内外の学会等で発表する論文及びその要旨
  - (3) 編著単行本掲載論文、雑誌投稿等、研究発表上必要な論文及びその要旨
  - (4) その他研究科長会議が適当と認めたもの
- 2 共著の場合には、セカンドオーサーまでとする。

(補助対象期間)

第4条 補助金対象の期間は、当該年度4月1日から本大学院が指定する期日までに申請可能なものとする。ただし、休学期間を除くものとする。

(補助金額)

第5条 校閲に要した経費について、1件あたり10万円を上限として実費支給する。ただし、申請件数多数の場合、減額して支給することがある。

(申請回数)

第6条 補助金の申請回数は、当該年度1回までとする。

- 2 同一論文を複数回書き直し、都度校閲が必要となる場合には、まとめて1件扱いとすることができる。

(申請手続)

第7条 補助金の申請者は、校閲完了後、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 法政大学大学院諸外国語論文校閲申請書
- (2) 見積書
- (3) 精算に必要な証憑類
- (4) 校閲前後の論文の写し

<学会発表等の場合>

- (5) 学会開催要項
- (6) 学会発表申込み受付書

<雑誌投稿の場合>

- (7) 雑誌投稿募集要項

(8) 雑誌投稿申込み受付書

(申請期間)

第8条 前条の申請は、当該年度4月1日から2月末日までの一定期間とする。具体的な申請期間は、毎年度ごとに募集要項に明示する。

(審査及び決定)

第9条 補助金給付対象者は、研究科長会議の議を経て総長がこれを決定する。

(通知)

第10条 前条により決定された補助金の決定通知は、書面にて行うものとする。

(業者等の選定)

第11条 校閲の依頼先は、専門業者又は個人を問わない。ただし、本学校法人が設置する諸学校の専任職に就いている者を除く。また、本補助金受給者本人が直接依頼することとする。

2 校閲料は、科学研究費補助金規程を基準とする。

(取消及び返還)

第12条 本大学院は、補助金の給付を受ける者が次の各号の一に該当する場合には、補助金給付の決定を取り消すことができる。

- (1) 当該年度において、退学又は除籍されたとき
- (2) 虚偽の申請をおこなったとき
- (3) 大学が求める必要書類を提出しなかったとき
- (4) その他、本補助金を受給するに値しないと判断される時

2 前項により補助金給付の決定を取り消された者は、既に給付された補助金の一部又は全部を返還しなければならない。

(指導教員の役割)

第13条 補助金に関して、当該大学院生を指導する教員は、当該学生の論文等校閲計画に関し、指導及び助言を行うものとする。また、校閲完了後、教育研究上の視点から当該大学院生の本補助金受給資格の有無を勘案のうえ、推薦することとする。

(事務)

第14条 この規程に係る業務は、各キャンパスの大学院担当事務局が担当し、大学院事務部がこれを統括する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、研究科長会議の議を経て、職務権限規程に基づき行うものとする。

付 則

- 1 この規程は、2011年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2012年4月1日から一部改正して施行する。
- 3 この規程は、2013年4月1日から一部改正して施行する。
- 4 この規程は、2014年4月1日から一部改正して施行する。
- 5 この規程は、2015年4月1日から一部改正して施行する。
- 6 この規程は、2016年4月1日から一部改正して施行する。
- 7 この規程は、2019年4月1日から一部改正して施行する。

(追52)